

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	介護保険事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

品川区は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを最大限軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

品川区長

公表日

平成29年9月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	品川区は「介護保険法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)」(以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を介護保険の資格・賦課・収納に関する事務において取り扱う。 特定個人情報は以下の事務において使用する。 ①年齢到達・転出入・死亡等の各種住民票異動情報を連携し、被保険者の資格異動情報を管理する。 ②被保険者証・負担割合証・負担限度額認定証・受給資格証明書・資格者証の交付処理を行う。 ③被保険者とその世帯員の住民税関係情報及び生活保護受給情報を各情報保有部署と情報連携し賦課・更正等の保険料算定、負担割合証・負担限度額証の発行及び高額介護サービス費・高額医療介護合算サービス費の自己負担上限額の決定を行っている。 ④年金保険者から提供された情報を管理し特別徴収依頼や特別徴収中止依頼を行う。 ⑤災害など区条例で定めたものについて申請にて保険料減額または徴収猶予を行う。 ⑥収納データの消し込みを行い納付状況を管理・把握している。 ⑦介護保険料滞納者に対して収納データより督促状・催告状を作成及び送付や徴収員による納付折衝等を行っている。 ⑧介護保険料滞納者に対して納付状況より給付制限を行っている。 ⑨認定状況の把握のため、認定情報を管理する。 ⑩被保険者への給付事務を行うため、認定申請受理のため及びケアプラン作成のため認定情報を確認する。 ⑪給付状況の把握のため、給付情報を管理する。 ⑫高額介護サービス費・高額医療介護合算サービス費の支給のため給付情報を確認する。
③システムの名称	介護保険システム・中間サーバ・番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
介護情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)・第9条(利用範囲)別表第1の68項(介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための個人番号の利用等に関する法律・第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表2項番93・94
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	高齢者福祉課
②所属長	高齢者福祉課長 寺嶋 清
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	品川区高齢者福祉課 介護保険料係・介護認定係・介護給付係 東京都品川区広町2-1-36
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	7.と同じ

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

